

(別紙5) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令(令和6年12月改正)の前後比較

■ 製品に応じ、令和8年1月1日、令和9年1月1日、令和10年1月1日より段階的に施行。

品目	規制対象となる基準
ボタン電池	酸化銀電池：水銀含有量1%以上 空気亜鉛電池：水銀含有量2%以上 上記以外の電池：水銀を使用しないこと
ボタン電池以外の電池	水銀を使用したもの
一般照明用のコンパクト形蛍光灯ランプ	30W以下かつ水銀含有量5mg超
一般照明用の電球形蛍光灯ランプ	
一般照明用の直管形蛍光灯ランプ	①60W未満で三波長形の蛍光体を用いたもの：水銀含有量5mg超 ②40W以下でハロゲン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの：水銀含有量10mg超
電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯ランプ (CCFL)・外部電極蛍光灯ランプ (EEFL)	①長さ500mm以下のもの：水銀含有量3.5mg超 ②長さ500mm超1,500mm以下のもの：水銀含有量5mg超 ③長さ1,500mm超のもの：水銀含有量13mg超
一般照明用の高圧水銀蒸気ランプ	水銀を使用したもの
スイッチ及びリレー	
化粧品	水銀を使用したもの※1
動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤	
非電気式の気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計	水銀を使用したもの※2
脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ	水銀を使用したもの
真空ポンプ	
車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり	
写真フィルムと印画紙	
宇宙飛行体(人工衛星を含む。)に用いられる推進薬	

品目	規制対象となる基準
電池	水銀を使用したもの
一般照明用のコンパクト形蛍光灯ランプ	全て
一般照明用の電球形蛍光灯ランプ	全て
一般照明用の直管形蛍光灯ランプ	全て
上記以外の一般照明用の蛍光灯ランプ	全て
電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯ランプ (CCFL)・外部電極蛍光灯ランプ (EEFL)	全て
一般照明用の高圧水銀蒸気ランプ	水銀を使用したもの
スイッチ及びリレー	
化粧品	水銀を使用したもの※1
動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤	
非電気式の気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計	水銀を使用したもの※2
電気式の圧力計	水銀を使用したもの※3
脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ	水銀を使用したもの
真空ポンプ	
車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり	
写真フィルムと印画紙	
宇宙飛行体(人工衛星を含む。)に用いられる推進薬	

※1 チロメサルを有効成分とする保存剤(チロメサル以外の水銀及び水銀化合物(法第一条で規定するもの)を含むものを除く)であって、医薬品及び再生医療等製品に添加されるものを除く
 ※2 湿度計、圧力計、温度計については水俣条約上の規定に基づき一部規制対象外
 ※3 水俣条約上の規定に基づき一部規制対象外